

公益財団法人かごしま産業支援センター情報誌「K I S C」 広告チラシ同封サービス取扱要領

(目 的)

第1条 この要領は、公益財団法人かごしま産業支援センター（以下「センター」という。）が発行する情報誌「K I S C」の送付時に広告チラシを同封する「広告チラシ同封サービス」（以下「同封サービス」という。）の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(同封サービス)

第2条 同封サービスは、情報誌「K I S C」の封筒に広告チラシを同封するものとする。

(同封サービスの送付先)

第3条 同封サービスの送付先は、かごしま産業支援センター情報会員企業、関係機関とする。

(同封サービスの規格)

第4条 広告チラシの規格は原則として次のとおりとする。

- (1) サイズは、A4とする
- (2) A4より小さいサイズのものは、A4として取り扱う
- (3) A3サイズを二つ折りにしたものは、A4として取り扱う

(同封サービスの内容等)

第5条 広告チラシは、中小企業等が事業内容や商品等の広報を目的とするものとする。

なお、次に該当する場合は同封サービスを行わない。

- (1) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (2) 第三者を誹謗中傷、または排斥するもの
- (3) 風俗営業および風俗営業に類似した業種に関するもの
- (4) 各種法令等に違反しているもの
- (5) その他センターが適当でないと判断したもの

(同封サービス料)

第6条 同封サービス料は、A4サイズ1枚あたり、10円（消費税込）とする。ただし、かごしま産業支援センター情報会員は1枚あたり8円（消費税込）とする。

なお、A4より小さいサイズのものは、A4として取り扱う。また、A3サイズを二つ折りにしたものは、A4として取り扱う。

(同封サービス希望者の募集)

第7条 同封サービスの募集は、センターホームページ、募集チラシ等により募集するものとする。

(申込み)

第8条 同封サービスについては、原則、K I S C発行月の前月10日までに「K I S C」広告チラシ同封サービス申込書(別記 第1号様式)に必要事項を記入し、チラシ見本(1枚)を添付して行われなければならない。

(申込み枠)

第9条 同封サービスは概ね毎号10社(申込み先着順)までとし、利用月が同封サービス申込み者の希望にそえない場合がある。

(決定)

第10条 理事長は、第7条の募集に対して応募があったときは、申込みの内容がこの要領に適合するかについて審査し、同封可能なチラシの中で、申込みの早かった順に決定する。

2 センターは、広告チラシ同封の可否を決定したときは、その結果を広告チラシ申込結果通知書(別記 第2号様式)により、通知することとする。

(チラシの作成及び提出)

第11条 広告チラシは同封サービス申込者が作成するものとする。

2 K I S Cの発送部数は増減するため、広告チラシ申込結果通知書(別記 第2号様式)によりチラシの必要部数及び提出期限をセンターから通知するので、提出期限までに広告チラシ(印刷物)を必要枚数提出しなければならない。また、残部が生じても返却しないこととする。万一、センターの定める期日までに納品が間に合わない場合はいかなる理由においても同封サービスは行わない。

(同封サービス等の責務)

第12条 チラシ及び広告の内容に関する責任は全て同封サービス申込者に帰属する。本サービスの利用により生じたトラブルは同封サービス申込者の責任において解決し、センターは一切の責任を負わない。

(K I S Cの発行)

第13条 「K I S C」は5月、8月、11月、2月に発行する予定であり、諸般の事情により遅れる場合もあるが、発行日によって、同封サービス申込者にトラブルや損害等が発生した場合にも、センターは一切の責任を負わない。

(同封サービス料金の支払い)

第14条 同封サービス料金は、同封完了後、センターが発行する請求書(別記 第3号様式)により、期日までに支払いを完了しなければならない。

(協議)

第15条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、センターと同封サービス申込

者が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第 16 条 この要領に定めるもののほか同封サービスの取り扱いに関して必要な事項は、センターが別に定める。

附則

(施行日)

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 2 月 23 日から施行する。